

龍ヶ崎地方衛生組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年6月9日

龍ヶ崎地方衛生組合
管理者 笥 信太郎

龍ヶ崎地方衛生組合条例第2号

龍ヶ崎地方衛生組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例
(龍ヶ崎地方衛生組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 龍ヶ崎地方衛生組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成元年龍ヶ崎地方衛生組合条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(報酬) 第2条 前条に掲げる特別職の職員の報酬は、 <u>別表</u> のとおりとする。	(報酬) 第2条 前条に掲げる特別職の職員の報酬は、 <u>別表第1</u> のとおりとする。
(費用弁償) 第3条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として <u>一般職に属する常勤の職員の受ける旅費の額に相当する額</u> を支給する。	(費用弁償) 第3条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として <u>別表第2</u> に掲げる旅費を支給する。
2 第1条第3号から第6号までに掲げる特別職の職員が、管理者又は <u>議会議長(管理者又は議会議長が不在の場合においては、その職務を代理する者)</u> が招集する会議等に、その招集に応じ出席したときは、費用弁償として1日につき2,000円を支給する。	2 第1条第3号から第6号までに掲げる特別職の職員が、管理者又は <u>議長(それぞれが不在の場合においては、その職務を代理する者)</u> が招集する会議等に、その招集に応じ出席したときは、費用弁償として1日につき2,000円を支給する。
3 <u>前2項に定めるもののほか、特別職の職員の費用弁償の支給</u> に関しては、一般職の職員の旅費支給の例による。	3 <u>特別職の職員の旅費及び費用弁償の支給方法</u> は、一般職の職員の旅費支給の例による。
<u>別表</u> 省略	<u>別表第1</u> 省略 <u>別表第2(第3条第1項関係)</u>

	<u>日当</u>	<u>宿泊料</u>		<u>食事料</u> (一夜につき)
		<u>県内</u>	<u>県外</u>	
	<u>1,000</u> 円	<u>11,000</u> 円	<u>12,000</u> 円	<u>2,000</u> 円

(龍ヶ崎地方衛生組合証人等に対する実費弁償に関する条例の一部改正)

第2条 龍ヶ崎地方衛生組合証人等に対する実費弁償に関する条例(昭和57年龍ヶ崎地方衛生組合条例第2号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(実費弁償の額) 第2条 前条に規定する証人等が出頭した場合は、1日につき2,000円を支給する。この場合において、証人等が龍ヶ崎地方衛生組合関係市町村(以下「関係市町村」という。)外在住者の場合には、龍ヶ崎地方衛生組合職員の旅費に関する条例(昭和39年龍ヶ崎地方衛生組合条例第6号)に規定する旅費に相当する額を加給する。	(実費弁償の額) 第2条 前条に規定する証人等が出頭した場合は、1日につき2,000円を支給する。この場合において、証人等が龍ヶ崎地方衛生組合関係市町村(以下「関係市町村」という。)外在住者の場合には、龍ヶ崎地方衛生組合職員の旅費に関する条例(昭和39年龍ヶ崎地方衛生組合条例第6号)に規定する旅費 <u>(日当を除く。)</u> に相当する額を加給する。

(龍ヶ崎地方衛生組合職員の旅費に関する条例の一部改正)

第3条 龍ヶ崎地方衛生組合職員の旅費に関する条例(昭和39年龍ヶ崎地方衛生組合条例第6号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(準用規定) 第1条 龍ヶ崎地方衛生組合職員の旅費の支給については、龍ヶ崎市職員の旅費に関する条例(昭和32年龍ヶ崎市条例第137号)を準用して支給するものとする。	(準用規定) 第1条 龍ヶ崎地方衛生組合職員の旅費の支給については、龍ヶ崎市職員の旅費に関する条例(昭和32年龍ヶ崎市条例第137号)及び <u>龍ヶ崎市職員の旅費に関する条例の臨時特例に関する条例(平成17年龍ヶ崎市条例第11号)</u> を準用して支給するものとする。

付 則
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の龍ヶ崎地方衛生組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例第3条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。
(龍ヶ崎地方衛生組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の臨時特例に関する条例の廃止)
- 3 龍ヶ崎地方衛生組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の臨時特例に関する条例(令和元年龍ヶ崎地方衛生組合条例第3号)は、廃止する。